

# 日本ケベック学会規約

2008年10月4日制定

## 第1章 総則

第1条（名称）本学会は日本ケベック学会（L'Association japonaise des études québécoises, The Japan Association for Quebec Studies, 略称 AJEQ）と称する。

第2条（組織） 本学会に、必要に応じて、支部又は分会を設けることができる。

第3条（事務局） 本学会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

## 第2章 目的と事業

第4条（目的）本学会は、日本において、ケベックを中心として、フランコフォニーに関する学術研究及び芸術文化交流の振興と推進を目的とする。

第5条（事業）本学会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 全国大会の開催。
- (2) 研究会及び講演会等の開催。
- (3) 機関誌、その他の学術出版物及び会報の刊行。
- (4) 会員相互の交流及び協力の推進。
- (5) 内外の学会又は研究機関との交流及び協力の推進。
- (6) その他本学会の目的を達成するために必要な事業。

第6条 上記事業の実施に必要な細目は、別途運営細則にこれを定める。

## 第3章 会員

第7条（会員の種類と定義） 本学会の会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本学会の活動を通じて、ケベック研究の発展に寄与する意思を有する個人。
- (2) 学生会員 前号に定める者のうち、現に大学学部若しくは大学院又はこれに準ずる高等教育機関に在籍する者。
- (3) 名誉会員 運営細則に則り、本学会に対する貢献が顕著であると理事会が認めた者。

- (4) 賛助会員 本学会の目的に賛同し、その活動に必要な援助を提供する意思を有する個人又は団体。
- (5) 準会員 海外在住などのため、本学会の活動に直接参加することは困難であるが、本学会の趣旨に賛同し、投稿などを通して参加する者。
- (6) 終身会員 正会員で、会費を一時払いとしたものは終身会員とし、以後会費の払い込みは不要とする。一時払いの金額は運営細則において定める。

第8条（入会手続き）本学会の会員（名誉会員を除く）となるためには、別に定める運営細則に従って理事会の承認を得なければならない。

第9条（退会手続き）本学会を退会する場合には、書面をもって理事会にその意思を通知しなければならない。

第10条（会員区分及び会費）会員は、会員区分に応じて会費を納入しなければならない。

2. 会員区分の変更は本人の申し出に基づき、理事会が決定する。会員区分の変更に伴う会費の取扱については、別途運営細則に定める。

3. 本会会費額は別途運営細則に定める。

第11条（会員資格の停止と取り消し）理事会は、会員が次の号のいずれかに該当する場合、3分の2の多数決をもって、当該会員の会員資格を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 正当な理由なく、相当の期間にわたって会費を滞納した者。
- (2) 相当の期間にわたって通常の方法による連絡がとれない者。
- (3) その他会員として相応しくない行為があったと理事会が認定した者。

#### 第4章 役員

第12条（種類）本学会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名程度
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名程度

2. 会長及び副会長は、職務上の理事となる。

### 第13条（任務）

（1）会長は、本学会を代表し、会務を総括する。また、理事会を招集して、その議長となる。

（2）副会長は、会長を補佐し、必要に応じて、その職務を代行する。

（3）理事は、理事会を組織し、学会誌編集・渉外・総務・経理などの会務を分担して、執行する。

2. 理事会は総会に継ぐ議決機関であり、本会の運営細則・総会議題などについて審議決定する。

（4）監事は、経理及び会務の執行を監査する。理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第14条（任期） 役員任期は、4月1日に始まり、翌々年の3月31日をもって終わる。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第15条（選任）

役員は、別に定める運営細則により選出する。

第16条（顧問） 本学会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会に出席し、助言を与えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

3. 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会において選任する。

4. 顧問任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

第17条（審議事項） 総会は本学会の最高議決機関であり、次の各号に挙げる事項について審議決定する。

（1）本学会の活動及び事業の基本方針。

（2）予算及び決算。

（3）役員及び顧問の人事。

（4）会費の種類及び金額。

（5）その他本学会の活動にかかわる重要事項。

第18条（開催） 総会は少なくとも年1回開催し、会長がこれを招集する。

2. 会長は、理事の3分の1以上又は会員の4分の1以上の請求があった場合には、総会を招集しなければならない。

3. 総会の開催通知は、開催日の10日前までに会員に送付しなければならない。

4. 所定の期日までに総会開催通知に回答しなかった会員については、当該総会に関して、会員資格を停止する。

第19条（成立と議決） 総会は、正会員及び学生会員（会員資格停止中の会員を除く）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

2. 総会の議決は、出席者（委任状による出席を含む）の過半数をもって行う。

## 第6章 会計

第20条（会計年度） 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第21条（予算） 会長は、理事会の議を経て、各会計年度の予算を編成し、総会の承認を受けなければならない。

第22条（決算） 各会計年度の決算は、当該年度終了後に開催される最初の総会において、承認を受けなければならない。

2. 監事は、決算について経理担当理事の報告を受け、前項に定める総会において、監査報告を行なうものとする。

## 第7章 その他

第23条（規約の改正） 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、これを改正することができない。

第24条（学会の解散） 本学会は、会員総数（名誉会員及び賛助会員を除く）の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。

## 附則

1. この規約は2008年10月4日から施行する。

2. この規約施行の日において、暫定的に役員である者は、この規定により選出されたものとみなす。その任期は2010年の3月31日までとする。

3. 2008年度に関しては2008年10月4日から2009年3月31日までとする。2008年度予算は理事会に一任し、2009年度に開かれる総会でその決算を承認する。